

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや、請求事由の明示及び不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの改修や維持管理に対し、十分な財政措置を講じること。
また、住民基本台帳カードの普及を促進するため、多目的利用環境の整備のための財政措置を講じること。
3. 戸籍副本データ管理システムの導入に当たっては、都市自治体との十分な協議を行うとともに、導入・運用に係る諸経費に対し、十分な財政措置を講じること。
4. 住民負担の軽減及び事務の効率化を図るため、電子証明書の有効期間を延長するとともに、発行者を市区長とすること。
5. 民法第 772 条第 2 項のいわゆる 300 日規定に係る出生届について、実情に即して受理することができるよう、法改正を含め所要の措置を講じること。